

第3章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

中山道は、近世五街道の一つであり、東海道と並んで江戸と京都を結ぶ主要な街道です。昭和62年（1987）年に長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町内の一部区域の道路と交通遺跡が国史跡に指定され、平成3年（1991）に長和町内で追加指定がなされました。

岐阜県内では、平成22年（2010）に中津川市内の一部区域の道路（約2.5km）と「新茶屋の一里塚」「落合宿本陣」「落合宿の常夜灯」の3か所の交通遺跡が国史跡に追加指定され、平成28年（2016）には可児郡御嵩町内の一部区域約3.6kmが追加指定されました。

瑞浪市内には、江戸日本橋から数えて47番目の宿場である大湫宿、48番目の宿場である細久手宿が置かれ、市内の中山道は延長約14.3kmに及んでいます。一部区域については県道と重複していることから拡幅等の改変が加えられていますが、その他の区域では随所に往時の面影を伝えていたほか、連続する4か所の一里塚も良好な状態で保存されていました。そのため瑞浪市では平成4年度（1992年度）から同19年度（2007年度）にかけて、国庫補助事業「歴史の道整備事業」による中山道及び交通遺跡の整備を実施しました（平成4年度は市の単独事業）。

そして、令和元年10月16日付けで整備区間の大部分（史跡指定の条件が整った区域）、延長約4.2kmの区域が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき、国史跡として追加指定されました。

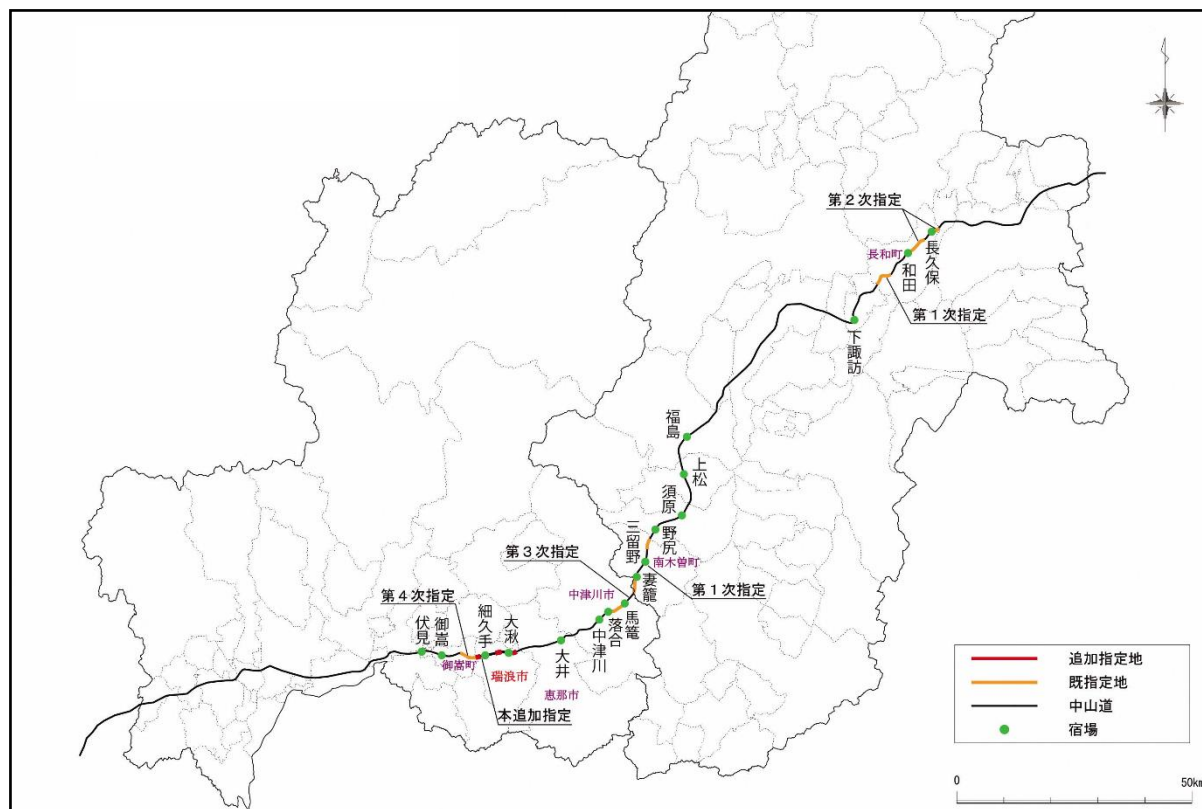


図3-1 「史跡中山道」既指定・追加指定区域図

第2節 指定の状況

(1) 史跡指定告示

文部科学省告示第 83 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 10 月 16 日

文部科学大臣 萩生田光一

【上欄】

名 称	関 係 告 示
中山道	昭和 62 年文部省告示第 119 号、平成 3 年文部省告示第 55 条、平成 22 年文部科学省告示第 18 号及び平成 28 年文部科学省告示第 145 号

【下欄】

所 在 地	地 域
岐阜県瑞浪市日吉町字奥ノ田	2058 番 2
同 日吉町字八瀬沢	6261 番 1 のうち実測 19.08 平方メートル、6261 番 2、6261 番 3 のうち実測 2060.78 平方メートル
同 日吉町字大越	6838 番 1
同 日吉町字鴨ノ巣	8711 番 1、8732 番 3、8732 番 4、8732 番 5、8732 番 6、8732 番 7
同 日吉町字平岩	9102 番 6、9102 番 7
同 日吉町字平尾	9228 番 1
同 大湫町字八瀬沢	3 番 2 のうち実測 1337.08 平方メートル、22 番 32 のうち実測 46.28 平方メートル、23 番、23 番 2 のうち実測 705.01 平方メートル
同 大湫町字割山	221 番 133 のうち実測 49.17 平方メートル
同 大湫町字向山	531 番 3 のうち実測 414.62 平方メートル
同 大湫町字牛ヶ洞	577 番 4 のうち実測 6886.60 平方メートル
同 大湫町字細久手	618 番 1、618 番 2、621 番 1 のうち実測 172.80 平方メートル、621 番 94
	右の地域に介在する道路敷、岐阜県瑞浪市大湫町字土橋 116 番 1 と同大湫町字土橋 117 番 4 に挟まれ同大湫町字土橋 116 番 1 と同大湫町字土橋 119 番 6 に北接する道路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。
	備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を岐阜県文化財担当部局及び瑞浪市文化財部局に備え置いて縦覧に供する。

(2) 史跡指定の概要

指定名称	中山道
所在地	瑞浪市日吉町8711番1 外25筆等
面積	88,859.95㎡(内追加指定面積 39,680.81㎡)
指定基準	六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

※第1次～第4次指定については省略し、本追加指定のみ記載しました。

※面積の内訳等については、本節(4)・(5)を参照。

(3) 史跡指定の理由

中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道で、中仙道とも表記されたが、享保元年(1716)、幕府は、東山道の内の中筋の道として中山道の表記を採用した。一番目の武蔵板橋宿から近江森山宿までの67宿と、東海道の草津・大津両宿を合わせ、「中山道六十九次」とも呼ばれ、東海道と並ぶ重要な街道であった。

長野県小県郡和田村(現・長和町)の27番目の長久保宿付近から28番目の和田宿を経て和田峠まで、同県木曽郡南木曽町の41番目の三留野宿付近から岐阜県境の馬籠峠までが昭和62年に指定され、平成3年に追加指定が行われた。さらに平成22年には、岐阜県中津川市域のうち、馬籠峠から44番目の落合宿にかけて、平成28年には御嵩町のうち、48番目の細久手宿から49番目の御嶽宿までの一部が追加指定された。

今回、追加指定を行おうとするのは、瑞浪市域の中山道である。瑞浪市内の中山道は丘陵部の尾根部を通過している。十三峠の権現山一里塚付近から、47番目の大湫宿手前までの約1.8キロメートル、大湫宿から48番目の細久手宿までのうちの琵琶峠付近の約1キロメートル、奥之田一里塚、細久手宿から御嵩町境にある鴨之巣一里塚までの約1.2キロメートルである。

権現山一里塚のある十三峠は天保13年(1842)刊行の『東海木曽両道道中懐宝図鑑』に「大久手より大井の間を十三峠といふ。さかおほし」と記され、宝永八年(1711)銘の尻冷やし地蔵や、阿波屋の茶屋跡、天保11年銘の三十三所観音石窟などがある。琵琶峠付近には八瀬沢一里塚や石畳等がある。琵琶峠は、文化2年(1805)刊行の『木曽路名所図会』などにも描かれた名勝地であり、美濃国内の中山道で標高が最も高い。細久手宿付近の急坂には天保11年銘の秋葉坂三尊石窟がある。

瑞浪市では平成4年度から19年度にかけて歴史の道整備事業を行い、道路や石畳、案内看板、道標等の整備を実施した。平成20年度からは中山道を活用したウォーキングイベントが行われている。なお、平成8年には文化庁選定「歴史の道百選」に選定されている。

以上のように瑞浪市内の中山道は、4対の一里塚が良好に残り、全体として随所に往時の面影を伝えている。よって史跡に追加指定し保護の万全を図るものである。

【『月刊 文化財』9月号(第672号)、2020年より転載。漢数字はアラビア数字に修正】

(4) 指定区域の面積

指定面積	88,859.95 m ²	
※追加指定面積	39,680.81 m ²	岐阜県瑞浪市
※既指定面積	49,179.14 m ²	長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町、岐阜県中津川市、同県可児郡御嵩町

(5) 土地所有の状況（瑞浪市域分）

指定地：39,680.81 m² （市有地：29,815.70 m²、財産区有地：9,865.11 m²）

(6) 管理団体指定告示

文化庁告示第8号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地のうち、岐阜県瑞浪市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、道標の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年2月27日

文化庁長官 宮田 亮平

【上欄】

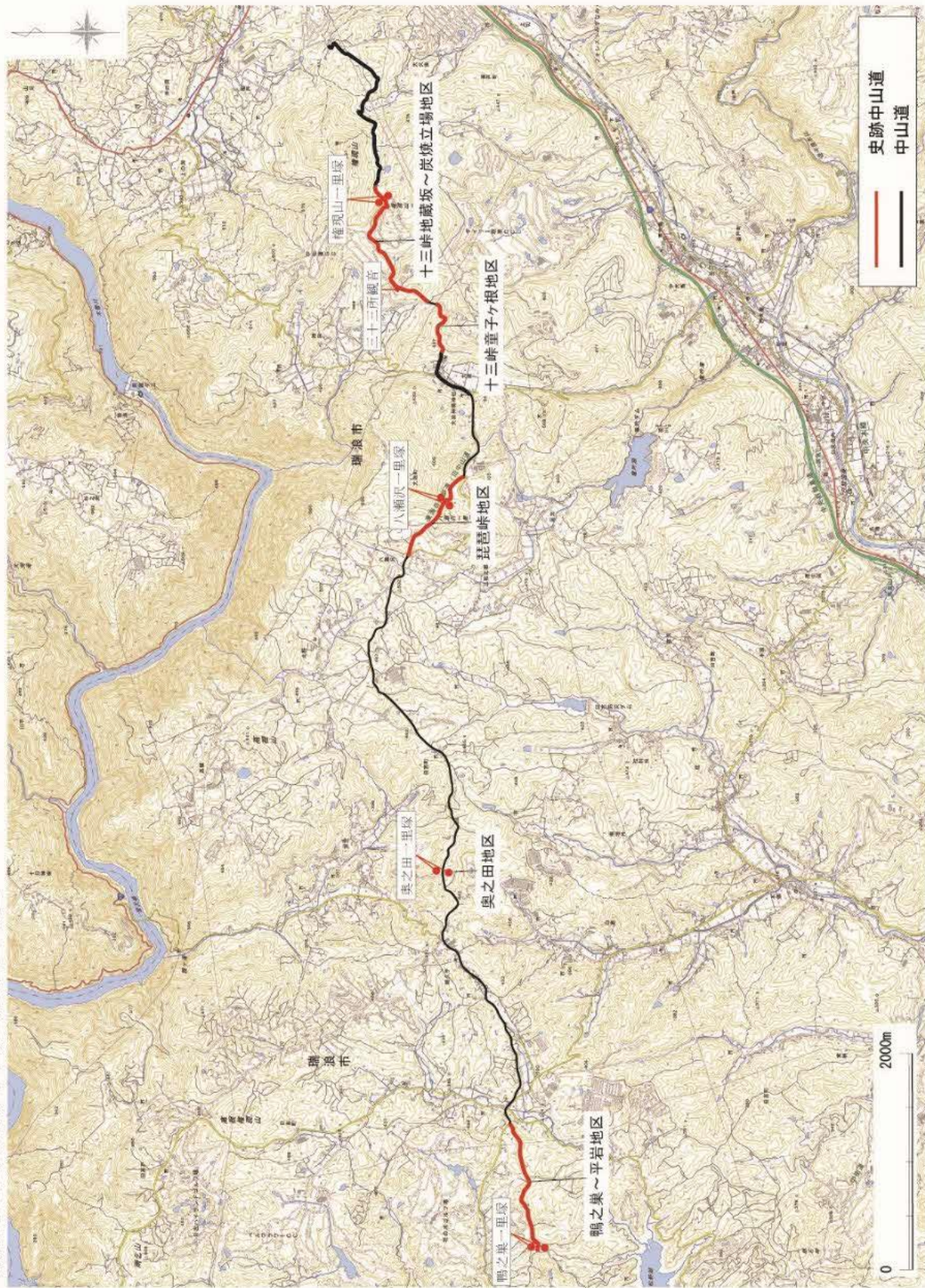
名 称 中山道

指定告示 昭和62年文部省告示第119号、平成3年文部省告示第55条、平成22年文部科学省告示第18号、平成28年文部科学省告示第145号及び令和元年文部科学省告示第83号

【下欄】

地方公共団体名 瑞浪市（岐阜県）

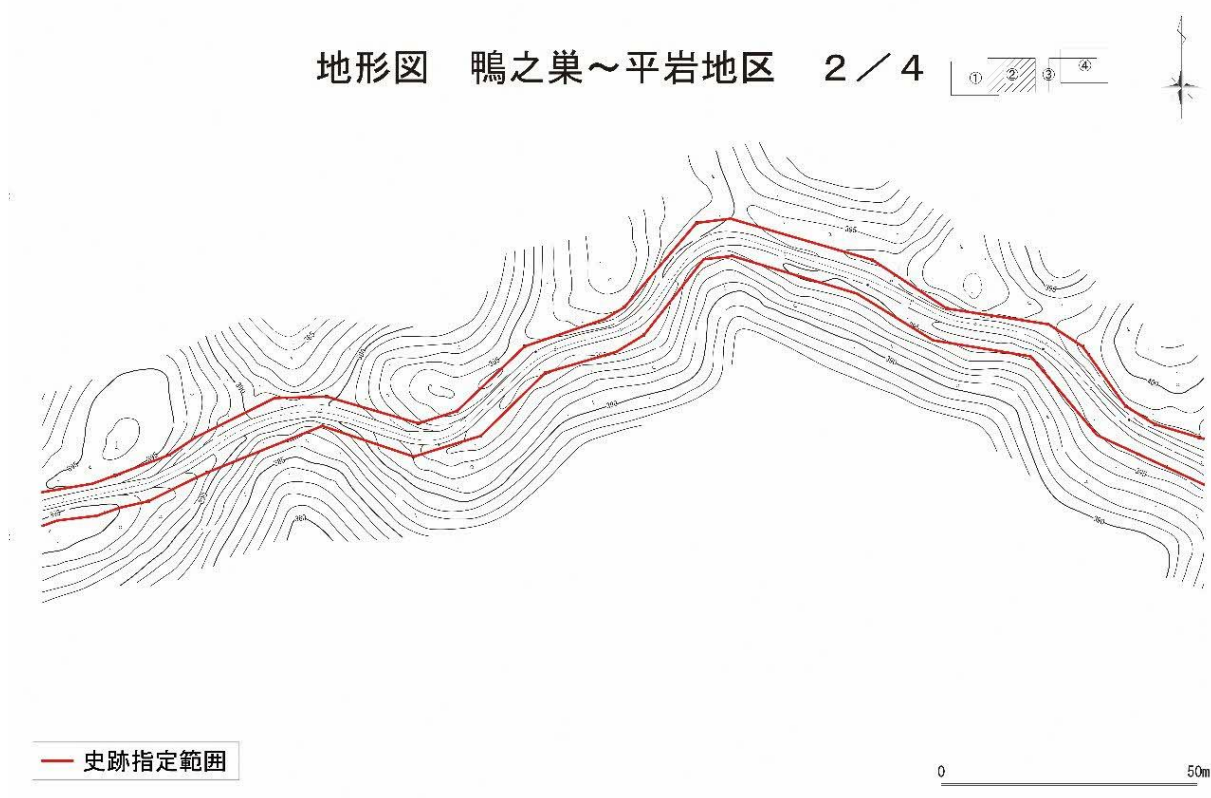
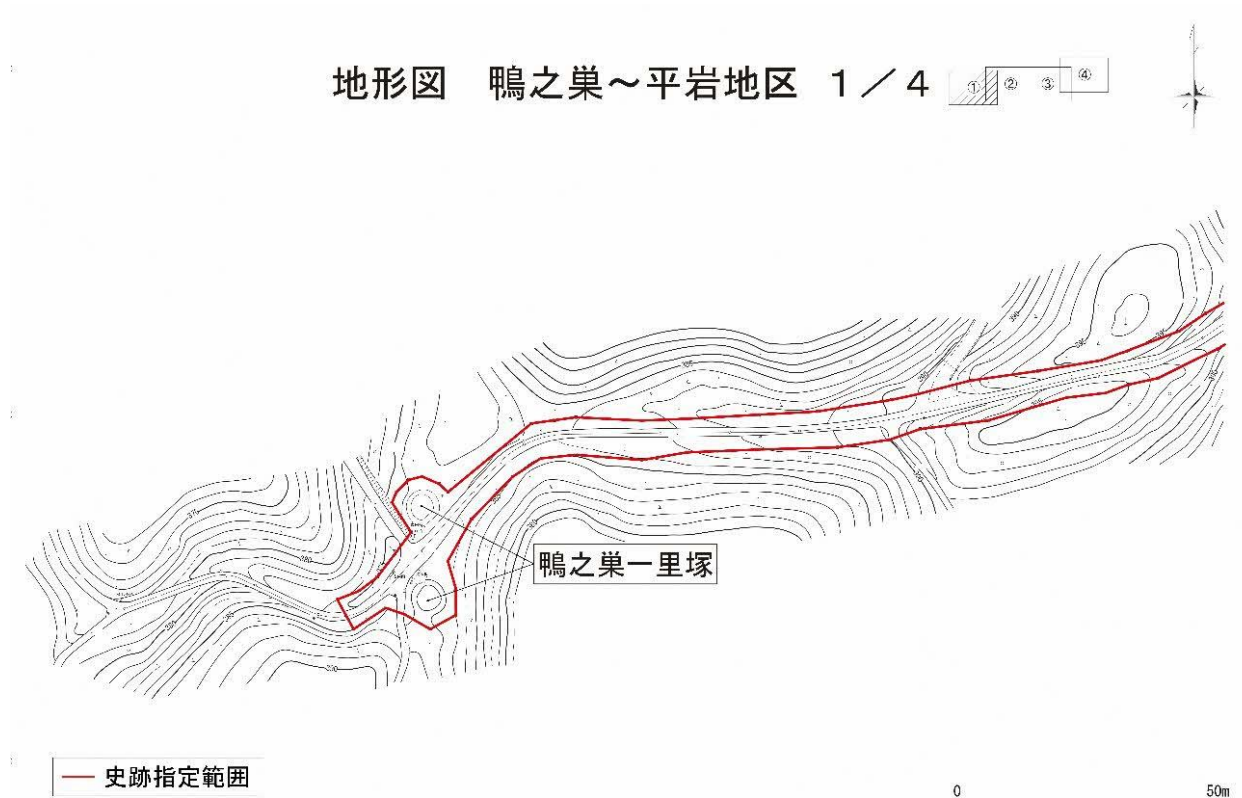
瑞浪市内の史跡中山道指定区域図



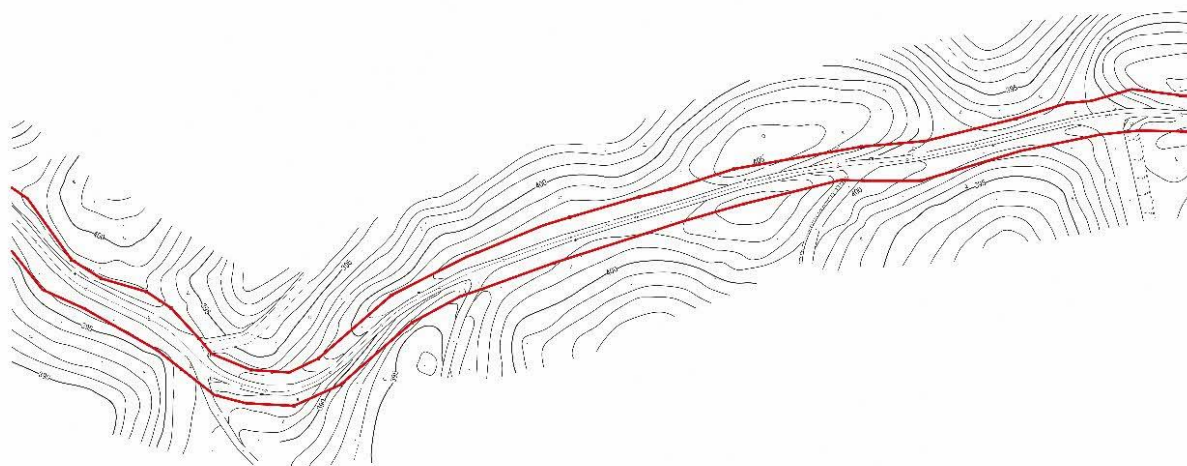
この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図を使用し、作成したものである。

図 3-2 中山道指定区域図

指定範囲を示す地形図



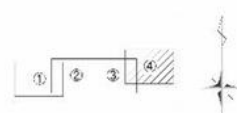
地形図 鴨之巣～平岩地区 3 / 4



— 史跡指定範囲

0 50m

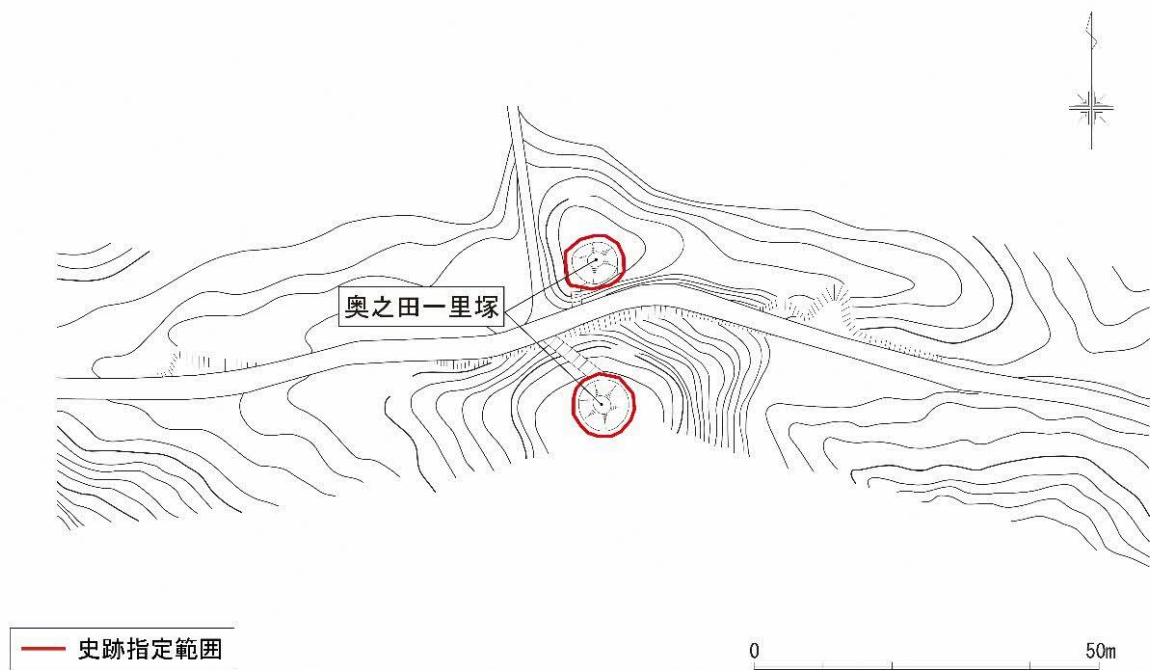
地形図 鴨之巣～平岩地区 4 / 4



— 史跡指定範囲

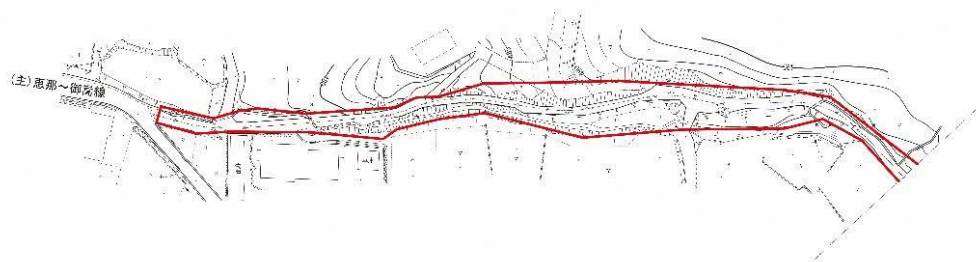
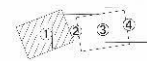
0 50m

地形図 奥之田地区





地形図 琵琶峠地区 1 / 4

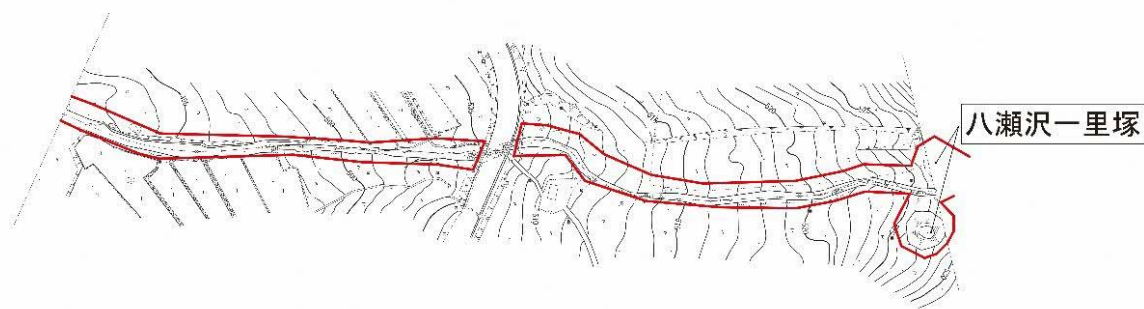


— 史跡指定範囲

0 50m

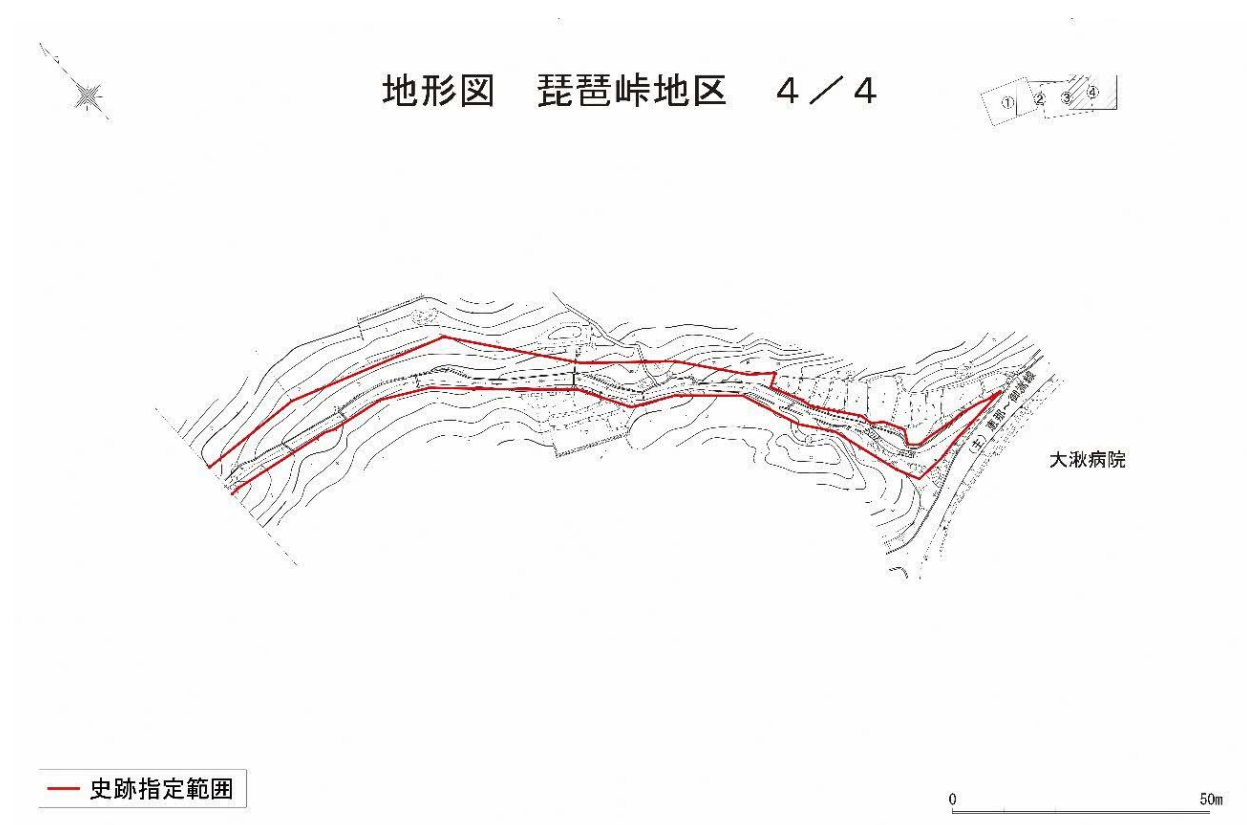
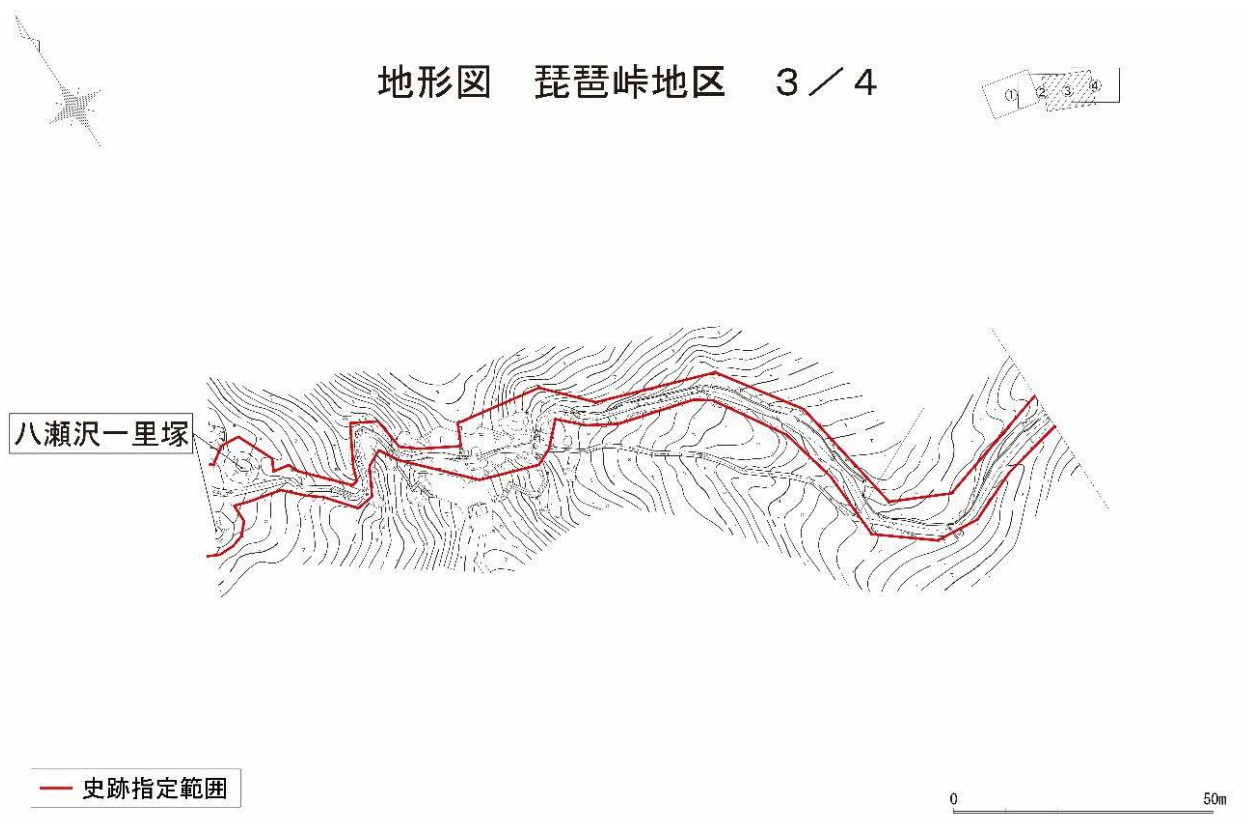


地形図 琵琶峠地区 2 / 4

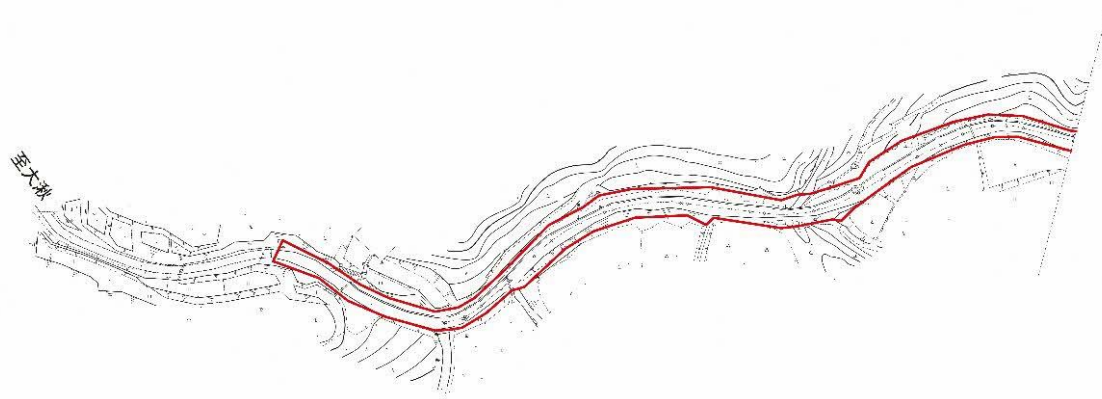


— 史跡指定範囲

0 50m



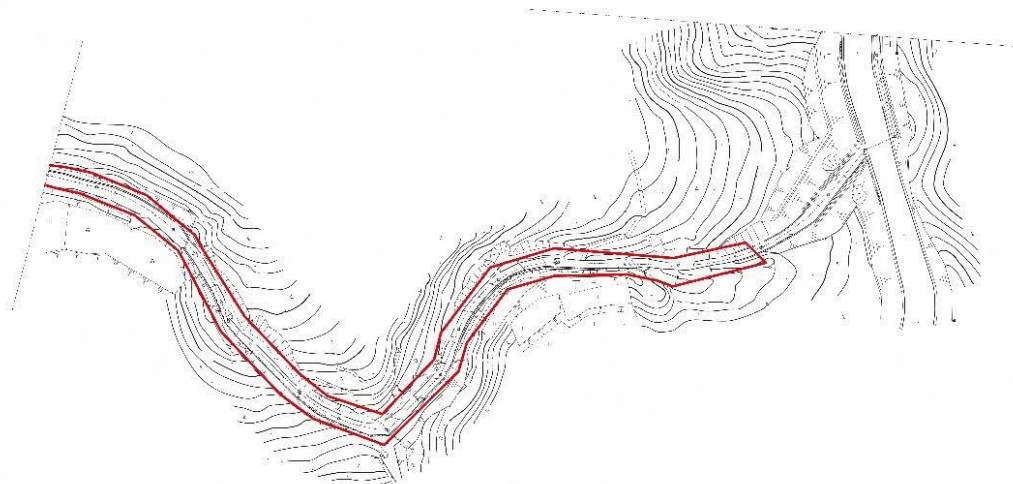
地形図 十三峠童子ヶ根地区 1 / 2



— 史跡指定範囲

0 50m

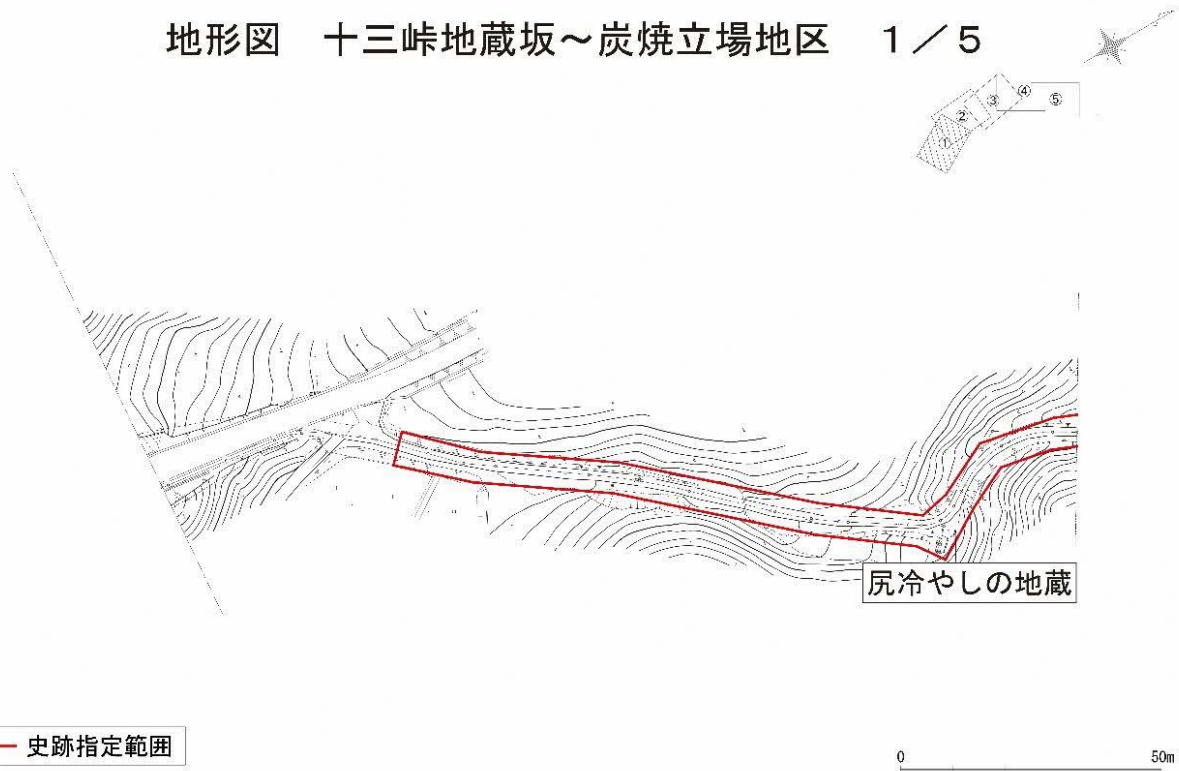
地形図 十三峠童子ヶ根地区 2 / 2



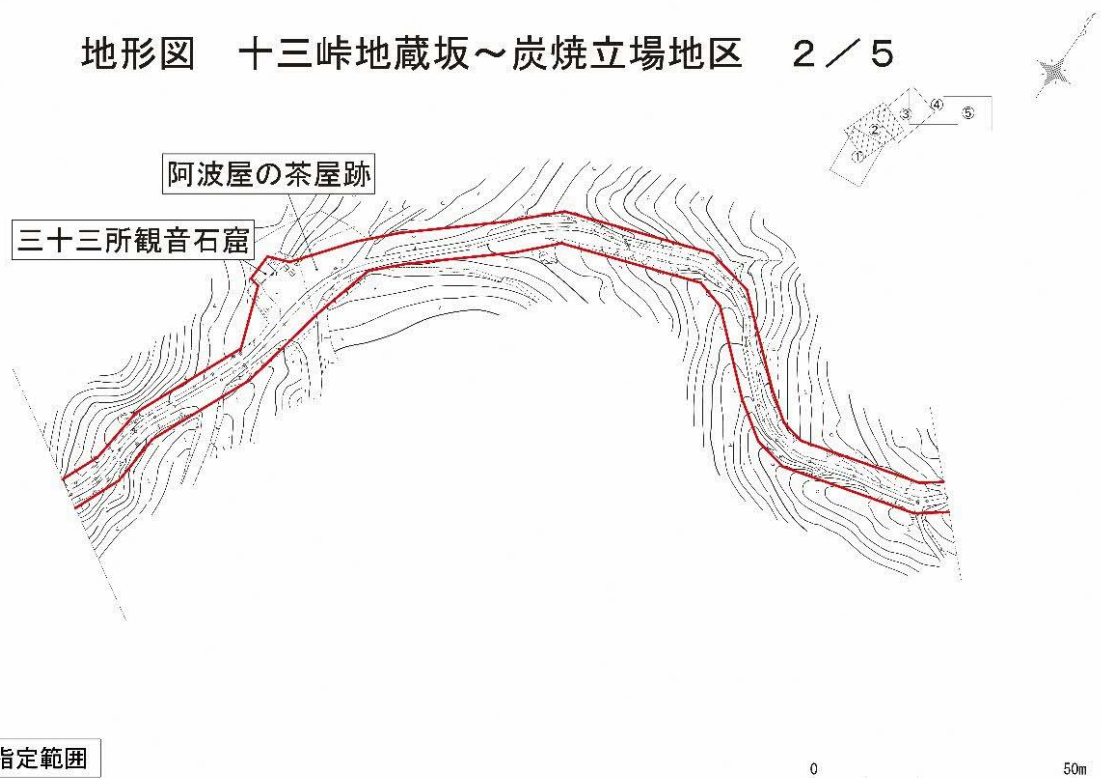
— 史跡指定範囲

0 50m

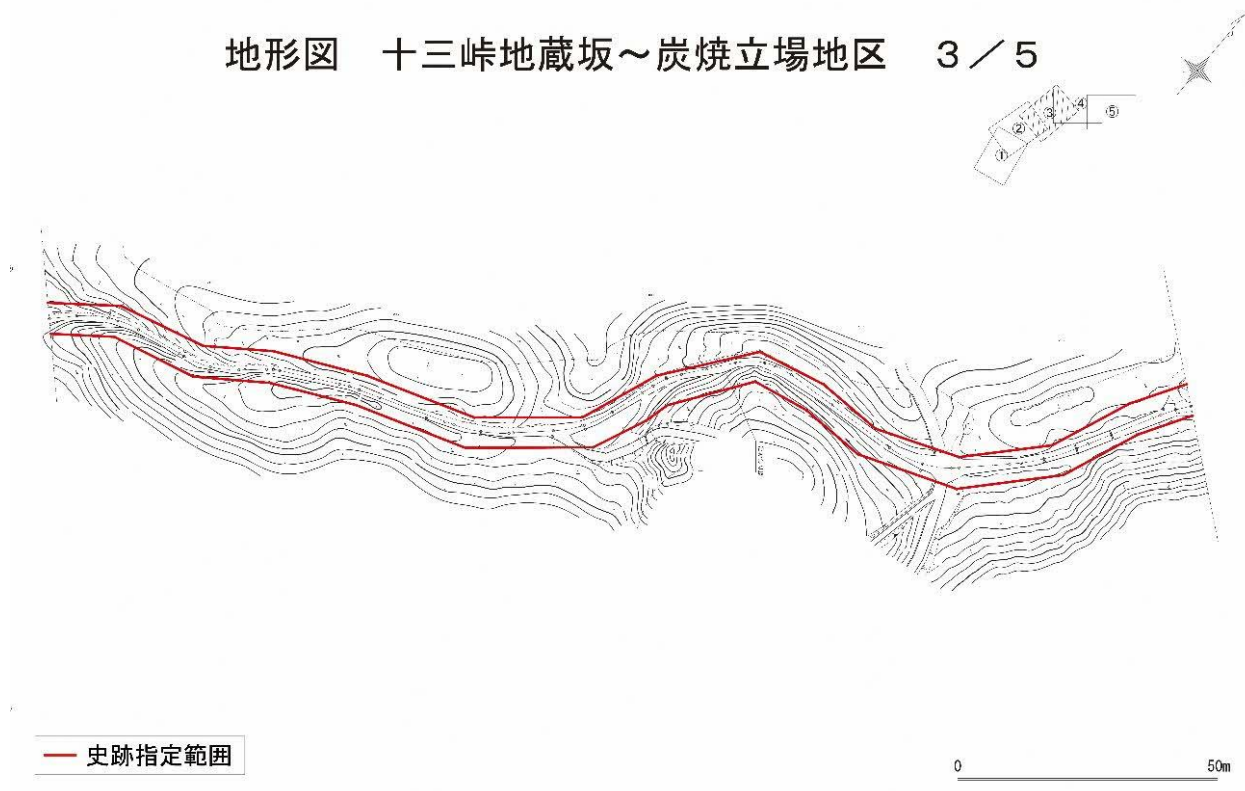
地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 1 / 5



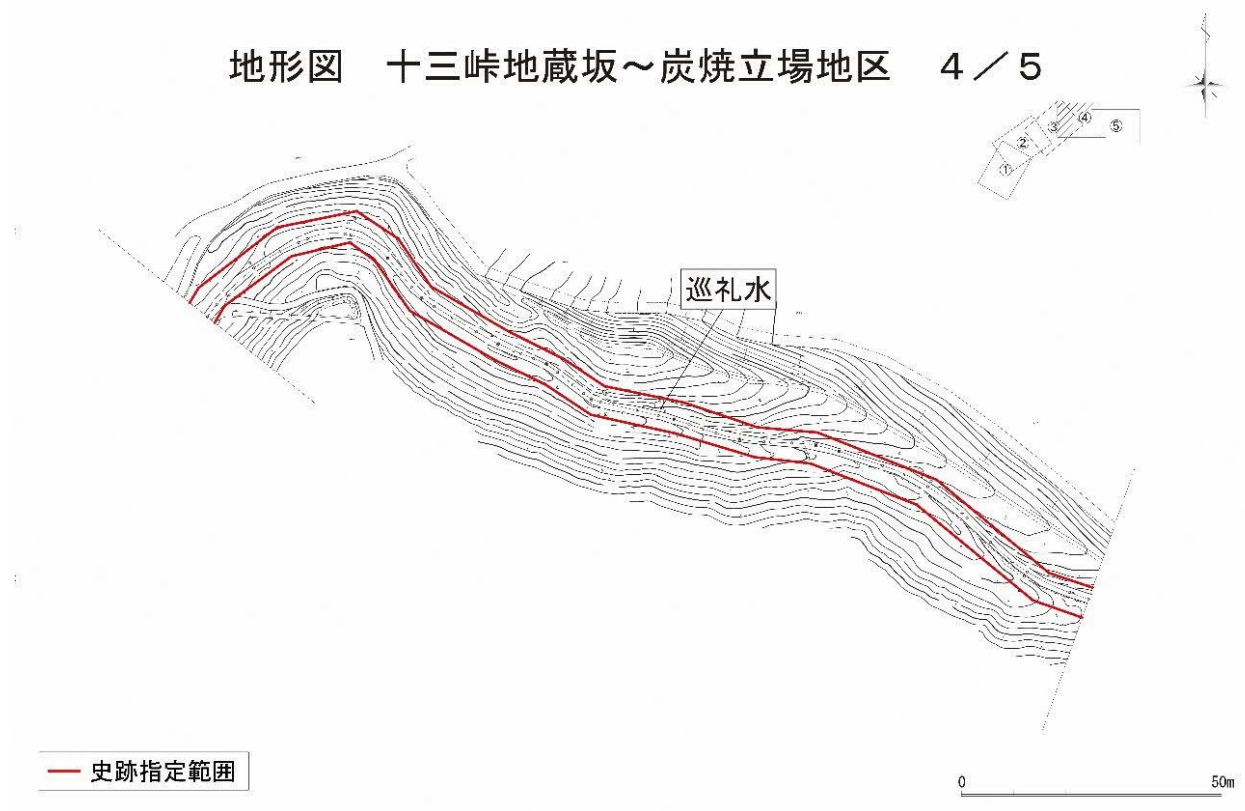
地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 2 / 5



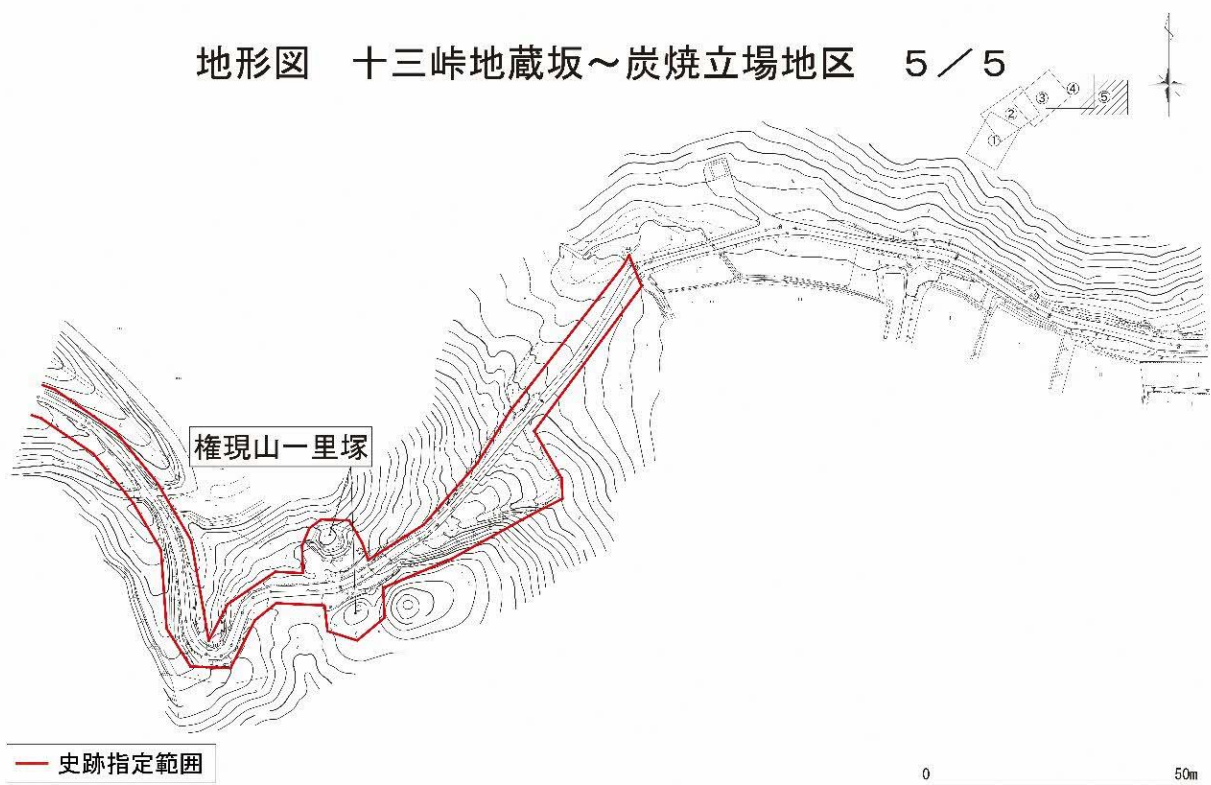
地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 3 / 5



地形図 十三峠地蔵坂～炭焼立場地区 4 / 5



地形図 十三峠地藏坂～炭焼立場地区 5 / 5



第3節 史跡指定範囲の整備状況

第1節で述べたように、本史跡は平成4年度（1992年度）から同19年度（2007年度）にかけて、国庫補助事業「歴史の道整備事業」により整備を行っています。

以下に地区ごとの整備年度・内容等を記載します（当該事業では史跡指定範囲外でも整備を実施していますが、以下は指定範囲内に限定して記載したものです）。

《鴨之巣～平岩地区》

年度	内 容	備 考
H 4	地形測量、鴨之巣一里塚測量	市単独事業
H 5	道路整備、鴨之巣一里塚整備	
H 6	道路整備	
H 7	道路整備	
H 8	道路整備、案内サイン設置（中山道）	
H15	標柱設置（鴨之巣一里塚）	
H18	解説サイン設置（秋葉坂三尊石窟）、誘導サイン設置	
H19	秋葉坂三尊石窟測量、標柱設置（三尊石窟）、誘導サイン設置	

《奥之田地区》

年度	内 容	備 考
H10	奥之田一里塚整備	
H15	標柱設置（奥之田一里塚）	
H19	解説サイン設置（奥之田一里塚）、誘導サイン設置	

《琵琶峠地区》

年度	内 容	備 考
H 7	地形測量、石畳測量	
H 8	石畳・八瀬沢一里塚測量、石畳確認調査	
H 9	道路整備、八瀬沢一里塚整備	
H10	道路整備	
H11	道路整備	
H12	道路整備	
H13	解説サイン設置（琵琶峠）	
H15	標柱設置（八瀬沢一里塚）	
H18	誘導サイン設置	
H19	標柱設置（琵琶峠）、誘導サイン設置	

《十三峠童子ヶ根地区》

年度	内 容	備 考
H12	地形測量	
H13	道路整備	
H18	誘導サイン設置	

※地区東端部（史跡指定範囲外）では、歩行者の安全確保のため、平成14・15年度に市単事業で路線変更工事を実施している。

《十三峠地藏坂～炭焼立場地区》

年度	内 容	備 考
H13	地形測量、権現山一里塚測量	
H15	標柱設置（権現山一里塚）、発掘調査（曾根松坂・桜ノ木坂）	
H16	道路整備	
H17	道路整備	
H18	三十三所観音石窟整備、解説サイン設置（三十三所観音石窟・巡礼水と馬頭観音）、誘導サイン設置	
H19	三十三所観音石窟測量、誘導サイン設置	